エ　殖産劣後債権

①　権利の変更

アによる免除及びイによる弁済後の固有更生債権のうち、殖産承継債権以外の固有更生債権については、本第二会社分割の効力発生日の直前に、当該債権の内容を以下のⅰからⅳまでのとおり変更（劣後化）する。

ⅰ　免除判定日において、各債権者に係る殖産承継債権額がなお残存する場合には、免除判定日に、全部の免除を受ける。

ⅱ　殖産承継債権に係る債務の全額を弁済した場合（未確定更生担保権の存否が確定し、かつ、更生担保権のすべてが弁済されている場合に限る。）には、殖産劣後債権の債務者が別途定める日（以下本エにおいて「劣後債権弁済判定日」という。）において、殖産劣後債権の債務者が有する現預金が合理的に見積もられる当該債務者の清算費用を超える場合における超過額を、以下のとおり弁済する。当該弁済後の残債権に係る債務については、当該弁済時に、免除を受ける。

弁済原資額：

当該超過額に相当する金額

各債権者への弁済額：

上記弁済原資額を、殖産劣後債権総額に対する各債権者に係る殖産劣後債権額の占める割合に応じて按分した金額（ただし、当該殖産劣後債権額を上限とする。）

弁済時期：

劣後債権弁済判定日から１ヶ月以内

ⅲ　殖産承継債権に係る債務の全額の弁済が行われた場合において、殖産劣後債権の債務者の有する現預金の増加を合理的に見込むことができないときは、殖産劣後債権の債務者は、殖産劣後債権を有する債権者に対し、ⅱに定める弁済時期にかかわらず、殖産劣後債権の債務者が有する現預金から合理的に見積もられる当該債務者の清算費用を控除した金額に相当する殖産劣後債権に係る債務を弁済することができる。この場合において、殖産劣後債権の債務者は、当該弁済後の残債権に係る債務については、当該弁済時に、免除を受ける。

ⅳ　殖産劣後債権の債務者につき破産手続が開始された場合には、当該破産手続における配当の順位は劣後的破産債権に後れるものとする。

②　免責的債務引受け等

太陽殖産は、殖産劣後債権に係る債務について、本第二会社分割の効力発生を停止条件として、当該効力発生日に、本第二会社分割により又は本第二会社分割によらず別途、合併後林原から免責的に引き受ける。

太陽殖産は、殖産劣後債権に係る債務を弁済した場合に合併後林原に対して取得する求償権につき、予め放棄する。

オ　本更生計画案提出日後に第三者担保権等による弁済を受けた更生債権者が存する場合における取扱い

本更生計画案提出日後に第三者担保権等による弁済を受けた更生債権者が存する場合には、以下の区分に応じて、それぞれ取り扱うものとする。

①　当該更生債権者が有する確定更生債権額が20億円未満である場合

イの定めにより弁済を行うべき金額から当該第三者担保権等により弁済を受けた金額（以下本オにおいて「第三者弁済額」という。）を控除するものとする。

②　当該更生債権者が有する確定更生債権額から20億円を控除した金額が第三者弁済額を超える場合

太陽殖産は、本第二会社分割の効力発生日の翌日又は第三者担保権等により弁済を受けた日のいずれか遅い日に、

ⅰ　当該第三者弁済額にのれん弁済率を乗じた金額の殖産承継債権

ⅱ　当該第三者弁済額からⅰの金額を控除した金額の殖産劣後債権

に係る債務について、当該第三者担保権等による弁済を受けた債権者から免除を受ける。

③　当該更生債権者が有する確定更生債権額から20億円を控除した金額が第三者弁済額未満の場合であって、①以外の場合

第三者弁済額のうち、確定更生債権額から20億円を控除した金額に係る部分は②に準じ、それ以外の部分は①に準じて取り扱うものとする。

第３　未確定更生債権の措置

１　未確定更生債権

| 更生会社 | 件数 | 未確定更生債権額 | 別表 |
|---|---|---|---|
| 林原 | １件 | 47,886,171円 | 22 |
| 生化研 | ２件 | 75,002,200円 | |

ただし、本更生計画案提出日現在、債権届出がなされているもの。

２　未確定更生債権の権利の変更等

⑴　未確定更生債権の存在が確定した場合の権利の変更

未確定更生債権の存在が確定した場合には、当該未確定更生債権は、一般更生債権であるものとして第２の２⑶に基づき権利変更される。

⑵　本第二会社分割の効力発生日までに存否が確定しなかった場合の措置

本第二会社分割の効力発生日までに存否が確定しなかった場合には、その存否が確定するまでの間、太陽殖産は、未確定更生債権に係る債務について、本第二会社分割により、合併後林原から免責的に引き受ける。

３　未確定更生債権の存在が確定した場合の弁済等

⑴　当該未確定更生債権を有する者に係る確定更生債権額と未確定更生債権の額の合計額が20億円以下である場合

未確定更生債権の存在が確定した場合には、合併後林原（本第二会社分割の効力発生日以後は、太陽殖産）は、当該未確定更生債権に係る確定した一般更生債権額を、当該確定の日の翌日又は第２の２⑶イの合併後林原による弁済の日のいずれか遅い日に、弁済する。

⑵　当該未確定更生債権を有する者についてののれん弁済額（当該未確定更生債権に係るものを除く。）が20億円を超える場合

未確定更生債権の存在が確定した場合には、当該未確定更生債権に係る確定した一般更生債権のうち、以下の①及び②の合計額については殖産承継債権として扱い、殖産承継債権として扱われない部分については殖産劣後債権として扱う。

①　当該未確定更生債権に係る確定した一般更生債権額×当該一般更生債権の債務者であった更生会社における個社弁済率

②　（当該未確定更生債権に係る確定した一般更生債権額－①により算出された金額）×のれん弁済率

⑶　⑴及び⑵に掲げる場合以外の場合

未確定更生債権の存在が確定した場合には、当該未確定更生債権に係る確定した一般更生債権のうち、20億円及び当該一般更生債権の債権者についての個社弁済額（当該未確定更生債権に係るものを除く。）の合計額から当該一般更生債権の債権者についての確定更生債権額（当該未確定更生債権に係るものを除く。）を控除した額に相当する部分については⑴に準じ、その余の部分については⑵に準ずる。